

お客様各位

平成30年12月1日

師走を迎え、何かと気ぜわしいこの頃となりましたが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 平成31年度税制改正について
3. コラム税金思考～年末調整について

1. 今月の事務

12月は年末年始の業務が目白押しです。

①年末調整の実施

年末調整の実施事務に際しては、各社員から提出してもらう書類として、「扶養控除等（異動）申告書」と、今年から「配偶者控除等申告書」と「保険料控除申告書」が分離されていることに注意して下さい。

配偶者控除・配偶者特別控除の源泉徴収の見直しに伴い、「配偶者控除等申告書」の記載内容が大幅に変更され、各社員と配偶者の各所得ベースでの見積額の記載が必要になることに留意して下さい。

各種所得控除を受けるには、払込証明書類などの添付が必要ですから、あわせて提出を促しましょう。

②納期の特例が適用される場合の源泉税等の納期限

源泉所得税と復興特別所得税、特別徴収住民税は、原則として給与などから税額を徴収した月の翌月10日までに納付しますが、常時雇用している社員が10名未満の企業は、申請により納期の特例の承認を受け、年2回にまとめて納付することが可能です。納期の特例の承認を受けた場合、特別徴収住民税は、6月～11月の6か月間に特別徴収した税額を12月10日までに納付することになります。なお、源泉所得税と復興特別所得税は、年末調整の結果に基づき、7月～12月に源泉徴収した税額を平成31年1月21日までに納付します。

③来年からの源泉徴収事務の準備

来年1月には、年末調整の結果に基づく給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）、退職所得の源泉徴収票（特別徴収票）などの支払調書を作成し、所轄税務署や社員（受給者）の住所地の市区町村に提出しなければなりません。早めに提出の要否や記載要領の確認などを済ませるとともに、平成31年の賃金台帳（一人別源泉徴収簿）などの用意を進め、今年に入った社員のマイナンバー（個人番号）の取得モレがないか再確認しておきましょう。

④冬季賞与の支給と保険料の徴収

冬季賞与を支払った場合は、「被保険者賞与支払届」を作成し、支給日から5日以内に所轄の年金事務所に提出してください。また、賞与から徴収した保険料は、被保険者負担分と会社負担分をあわせて、納入告知書に従って翌月末までに納付します。

2. 平成31年度税制改正について

前回号で、平成31年度税制改正について、各省庁から財務省宛に出ている要望として、来年10月の消費税引き上げに関する対応策が中心となり、自動車取得税の廃止や、住宅の駆け込み受注対策として、

前回の消費税率引上げに関連して実施した予算措置である、すまい給付金や、省エネや耐震化に資するポイント制度などをお伝えしました。

その後の動きとして、政府から現金を使わないキャッシュレス決済を利用した際の2%のポイントを還元する、軽減税率の対象となる飲食料品に限らず原則全ての商品やサービスに適用する景気対策が浮上しました。

但し、対象となるのは中小小売店とされていますが、コンビニなどのFC加盟店は中小企業が多く、この場合も対象となるのでしょうか。更に、キャッシュレス決済の代表格であるクレジット決済については、クレジットカード利用に伴い店舗が負担する利用料は5%前後と高く、商店街の小売店などでは、カードによる決済システム導入を躊躇する店舗が多いかもしれません。すると、クレジット決済に対応していない中小小売店にとって厳しい景気対策となるかもしれません。

3. コラム税金思考～年末調整について

年末調整の時期となり、給与計算担当者は多忙を極めている今日この頃ですが、今年は、配偶者控除・配偶者特別控除の要件・金額が変更された最初の年末調整となります。

年末調整で、配偶者控除・配偶者特別控除を受けようとする場合、適用判定や控除額の決定は申告書類提出時の現況で行いますが、その後、配偶者の給料見込み額が変更され、実際に適用される控除額が、当初の控除額と異なることが年末調整後に分かった場合はどうするのでしょうか。

翌年1月の源泉徴収票を渡すまでであれば年末調整の再調整が可能で、また、社員が自分で確定申告して修正しても構いません。自分で確定申告する手間を考えると、会社が年末調整の再調整することがいいでしょう。

なお、以前は、夫の扶養の範囲に収まるよう、パート収入を103万円以内に抑えることを狙いとした年末の勤務調整が行われて、パートのシフト管理に苦慮することもあったかと思いますが、今年からは配偶者特別控除が適用され、パート収入が150万円以内であれば、配偶者の控除額は38万円が適用されます。

そのため、年末のパートの就労調整の機会は減少したと考えられますが、ご主人が会社から支給される配偶者手当の要件が変更されていない場合は、支給停止があり得ることに注意が必要です。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>